

## 福島市民家園「お休み処室石」への出店事業者の募集について

公益財団法人 福島県都市公園・緑化協会

公益財団法人福島県都市公園・緑化協会（以下「協会」）は、福島市民家園内にある「お休み処室石」において、飲食等の出店を継続して運営していただける事業者を募集します。

「お休み処室石」は、民家園正面口から入って左手に位置し、以前はそばや丼物等の食事を提供する施設でした。民家園側と公園側のそれぞれに入口があって、民家園来園者や公園散策者に利用されていた施設です。現在は民家園側のみを無料休憩所として開放し、公園側からの利用は休止しています。

今回、協会では福島市の許可をいただき、福島市民家園の利活用促進と来園される方へのサービス向上を目的に「お休み処室石」の一部または全体を、飲食提供を主な目的に出店を希望される事業者に貸し出すこととしました。民家園ならではの歳時記メニューを提供する和食処タイプ、美味しいコーヒーや地元食材を使ったサンドウィッチ等の軽食タイプ、抹茶や自慢の手づくり菓子等を提供する甘味処タイプ等ジャンルは問いません。さらに、週末のみ営業する提案、飲食物の提供に加え手づくり品等の販売を兼ねる提案も大歓迎です。

出店を希望される皆様から企画書を提出していただき、最もふさわしいと思われる事業者を選定します。本実施要項をご覧の上、ぜひご応募ください。

## ■募集概要

○契約期間：令和4年4月20日～令和5年3月31日 ※期間延長の可能性あり

○選定方法：企画提案方式

※民家園ホームページに word 形式と PDF 形式で掲載している「出店事業企画書」に記入して提出していただきます。

○提出期限：令和3年12月26日（日）まで

○営業日・営業時間：

- ・営業日や営業時間は、下記の範囲内で出店希望の事業者から提案していただきます。
- ・集客が見込めない冬期間（期間は任意）を連続して休みとしたり、週末のみ営業日とする提案も可能です。

※営業可能な日は、休園日（毎週火曜（火曜が祝日の場合はその翌平日）、年末年始（12月29日～1月3日））を除く日とします。

※営業可能な時間は、午前9時～午後4時30分とします。

## ■施設見学会の日時（事前予約制）

11月15日（月）、11月18日（木）、11月20日（土） 各10時～11時

※希望日、お名前、電話番号をメールまたは電話でお知らせください。なお、上記日程でご都合のつかない場合はご相談ください。

Eメール [mogi@azumapark.or.jp](mailto:mogi@azumapark.or.jp) TEL.024-593-1111

## ■事業者の費用負担等について

### ①施設使用料について：

協会が福島市へ支払う使用料に相当する金額を事業者に求めます。(年度前納制)

※詳しくは別紙『福島市民家園「お休み処室石」の出店利用について(資料)』をご覧ください。

### ②売上歩合使用料について：

協会が「お休み処室石」の修繕や利用者へのサービス向上に充てる費用として、売上代金の総額4%を売上歩合使用料として事業者に求めます。ただし、出店が軌道に乗るまでの期間(原則6ヶ月間)はこれを求めません。

### ③光熱水費について：

光熱水費のうち電気代は事業者負担とし、子メーターにより実費を請求します。ガス代も事業者負担となりますが、契約は直接事業者で行っていただきます。水道代の事業者負担はありません。

### ④契約期間等：

契約期間は1年とし更新可能とします。事業者が何らかの理由により退去する場合は3ヶ月前迄に予告していただきます。また、事業者に退去を求める場合も同様とします。なお、退去時には事業者が行った建物内外への変更については、原状回復を求めます。

## ■貸し出しを行うスペースについて

別紙『福島市民家園「お休み処室石」の出店利用について(資料)』をご覧ください。

## ■出店に関する各種条件について

出店に際しては、事業者に対し以下の項目について遵守等求めます。

### ①運営体制等に関する項目

- ・出店は受託した事業者の直営とすること。(転貸不可)
- ・責任者を配置し運営体制が適切であること。
- ・緊急時の連絡や体制が確立されていること。

### ②各種の法令等に関する項目

- ・営業上必要な許認可の申請・取得は事業者が自ら行うこと。
- ・食品衛生責任者の配置が可能であること。
- ・防火管理者の配置が可能であること
- ・事業者は出店に際して関係法令を遵守すること。
- ・出店において知り得た個人情報適正に取り扱うこと。

### ③その他

- ・施設の形状等の変更や新たな物件の設置については予め協議を行い、承諾を得ること。
- ・無償貸与された設備・備品等は事業者の責任で使用すること。
- ・衛生管理など食の安全性の確保に適切に努めること。

- ・良質な飲食物等を適正な価格にて提供できること。
- ・出店に伴い排出されるゴミ等の処理は、責任をもって行うこと。
- ・福島市税並びに法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- ・宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体関係組織またはその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者や組織構成員が経営や運営に関与していないこと。
- ・各種感染症対策について適切に対応できること。
- ・接遇に関して適切に対応できること。
- ・事業者は福島市や協会が主催する行事、イベント等に協力すること。
- ・地域の活性化のために活動している「あづまの里「荒井」づくり地域協議会」による民家園のお祭りでのそば等の出店使用（年3回）に協力すること。
- ・毎月の売上高を定期的に報告すること。

#### ■出店事業者の選考方法について

事業者の選定に当たっては、協会が開催する選考会に福島市職員を招いて行います。

- ・応募者から提出された書類をもとに、総合的な評価を行い決定します。
- ・提出書類については、依頼した場合を除き提出後の追加及び変更は認めません。
- ・提出書類の作成に要する一切の費用は申込者の負担とし書類の返却はいたしません。
- ・選考会での評価によっては、応募者全員が選外となり別途再募集することがあります。
- ・応募書類の記載内容に虚偽記載があった場合、応募資格を満たさなくなった場合、その他応募者として不適確な事項が認められた場合は、選考の取り消しを行います。

#### ■スケジュールについて

日程	内容
11月	・施設見学会の開催
12月26日(日)	・募集の締め切り
令和4年1月	・予備選考会の開催 ※応募多数の場合、書類選考により実施 ・事業者からの聞き取り ・選考会の開催及び事業者の決定
2月初め	・事業者への通知
～2月末	・管理者による建物修繕
3月1日～4月19日	・出店事業者による開店準備
4月20日(水)～	・開店

#### ■提出・問合せ

(公財) 福島県都市公園・緑化協会 経営企画課 担当 茂木  
〒960-2158 福島市佐原字神事場1 TEL.024-593-1111